

令和4年度版高齢者のためのあんしんガイドブック協働発行业務仕様書

本仕様書は、令和4年度版高齢者のためのあんしんガイドブック（2（1）を除き、以下「ガイドブック」という。）協働発行业務に関する内容を定めたものです。なお、本仕様書に定めのない事項については、高松市（以下「市」という。）と協働発行业務者（以下「事業者」という。）が協議の上、決定するものとします。

1 事業者の業務内容

（1）企画及び編集

市が提供する行政情報（データ、紙原稿）のレイアウト及び編集など

（2）印刷及び製本

（3）行政情報部分の納品

電子データを以下の2種類作成し、市に納品してください。

① Adobe PDF ファイル（市 Web サイト掲載用とし、広告を除いたものとします。）

② 文字情報のみを抽出したテキストファイル（Microsoft Word でも可）

（4）有料広告の募集及び掲載

（5）ガイドブック（冊子）の納品

① 納品方法

市が指定する場所へガイドブック（冊子）を納品すること。

（高松市役所本庁舎、地域包括支援センター、地域包括支援センターサブセンター（およそ6か所）、各広告提携依頼先等）

② 納品期限

令和4年3月31日

2 成果物（ガイドブック）の規格等

（1）名称 令和4年度版高齢者のためのあんしんガイドブック

（2）対象年度 令和4年度

（3）構成 市が実施する高齢者福祉についての情報、広告等

（4）発行部数 30,000部（高松市への納品部数）

（5）刷り色 カラー刷り（ユニバーサルデザインに配慮したもの）

（6）文字 高齢者が読みやすい、ユニバーサルデザインに配慮したもの

（7）判型・製本 A4判（縦）、無線綴じ、左綴じ

（8）ページ数 概ね令和3年度版の内容が記載されていること

【参考】令和3年度版 64ページ（表紙及び裏表紙を除く。）

（9）印刷 全ページフルカラー印刷を基本とします。

別紙 1

- (10) 紙 特に規定しませんが、相当の耐久性があるものとします。
事業者選定後、市と協議の上、決定することとします。

3 事業期間

制作期間：令和3年11月1日から令和4年3月31日まで

配布期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 作成経費

事業者はガイドブックに広告を掲載できるものとし、その広告の掲載により得られる収入は事業者に帰属するものとします。ガイドブックの企画、編集、印刷、製本及び納品に係る全ての費用は事業者が負担するものとし、市は一切の費用を負担しません。

5 広告の掲載

- (1) ガイドブックに掲載する広告については、高松市広告掲載要綱（平成30年4月1日施行）の規定を遵守し、市の刊行物にふさわしくないものが掲載されないようにしてください。
- (2) 葬儀、墓地、又は墓石等の死を連想する広告の掲載はできません。
- (3) 病院・歯科医院・薬局・介護事業者の広告を優先的に掲載するものとし、それだけでは広告が不足する場合は、高齢者と密接に関係する広告を掲載できるものとします。
- (4) 広告募集については事業者に一任しますが、編集段階で、掲載が決定した広告については、業種ごとにまとめた一覧を添えて市へ報告してください。広告の選定段階におけるその都度の市への報告は不要です。ただし、最終校正までに、広告掲載事業者の不適合事項が発生した場合、広告掲載をお断りすることがあるため、事前にその旨を広告掲載事業者に説明し、承諾を得ておいてください。
- (5) 掲載面及び位置等は、市と協議の上、決定することとします。
- (6) 全紙面に対する広告の割合は概ね20%以下としてください。なお、表紙及び目次のページには広告を入れないこととします。
- (7) 広告は、一見して広告であると分かる表示又は体裁としてください。
- (8) 行政情報以外の問合せ先は広告掲載事業者である旨を掲載してください。

6 編集方法

- (1) 表紙及び本文のデザイン及びレイアウトについては、市と協議の上、決定することとします。
- (2) 行政情報ページの編集には、市が提供する素案を使用してください。
- (3) 写真及びイラストの仕様は、ページ割り付けなどの作業の際に、市と協議の上、決定することとします。
- (4) 校正は文字校正及び色校正とし、文字校正は3回以上、色校正は1回以上行ってください。なお、

別紙 1

各校正の際には、紙に加えて電子データ（Adobe PDF ファイル）も併せて提出してください。

- (5) 原稿の修正は、市からの指示に従って過不足なく行ってください。市から指示された部分以外は修正しないこととします。
- (6) 高齢者やロービジョンの人の視覚に配慮した紙面としてください。

7 責任分担及び問合せ等の対応

- (1) 行政情報に関する責任は市が負い、問合せなどについては市が対応することとします。
- (2) 行政情報以外に関しては事業者が責任を負い、問合せなどについては事業者が対応することとします。「3 事業期間」で規定する配布期間についても、事業者が対応することとします。

8 著作権の帰属

- (1) 市が提供する行政情報等の著作権は、全て市に帰属するものとし、事業者は当該情報の他の媒体への転載及び引用等を行う場合は、あらかじめ市の許可を得なければならないこととします。
- (2) 事業者がガイドブックの制作等のために作成する情報及び広告の著作権は、事業者に帰属するものとし、市が当該情報等の他の媒体への転載及び引用等を行う場合は、事業者の許可を得るものとします。

9 問い合わせ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市健康福祉局長寿福祉部 福祉事務所 長寿福祉課 担当 高木・永合

電話：087-839-2346 FAX：087-839-2352

mail：chouju@city.takamatsu.lg.jp